

消費生活相談だより

定期購入にご注意を！

スマホやパソコンで商品を注文する通信販売における「定期購入」に関する相談が、消費生活相談窓口によく寄せられています。ご注意ください。

▼相談事例

①スマホを見ていたら、定価9800円の美容液の広告が出ていて、「今日だけ1980円」となっていたので、急いで注文した。美容液が届いたが、好みではなかったため、1回の購入で良いと思っていった。しかし、翌月も同じ美容液が届き、定価の9800円の請求書が入っていた。販売業者に電話で確認したところ、「規約には、定期購入4回のコースの契約で、2回目からは定価の9800円に戻ると書いてある」と説明された。広告では「1980円」と大きく掲載されていたのに気を取られて、文字の小さい規約は読まなかった。解約できないか？

②サブプリメントがキャンペーン期間中で特別クーポンを利用すれば2980円で購入できるという広告を見て注文した。今回だけの購入と思っていたが、翌月も同じ商品が届いた。販売店に電話したが、つながらなかったため、メールで問い合わせをしたところ、「定期購入クーポン」を利用した場合はコースが変更されることだった。1回だけの購入から「定期購入」のコースに変更され、1回あたり1万円、6回

分で6万円のサブプリメントを購入する契約になると言われた。だまされたようで納得できない。

▼契約時のアドバイス

◎規約で定期購入になっていないか確認しましょう。

◎支払い総額を確認しましょう。

◎解約手続きの方法をあらかじめ確認しておきましょう。連絡手段や条件が複雑でわかりにくい場合があります。

◎「最終確認画面」をスクロールし、最後まで確認しましょう。

◎契約条件が記載されている画面をスクリーンショットで保存しておきましょう。

（参考）国民生活センター・消費者庁

▼問い合わせ

①まち未来創造課 消費生活相談窓口
毎週月・水曜日（祝日除く）
午前10時～正午、午後1時～5時
リモート相談もご利用ください！
毎週火・木曜日（要予約）
☎68・2211（内線246）

②茨城県消費生活センター
平日と日曜日
午前9時～午後5時（日曜日は午後4時まで）
☎029・225・6445

③国民生活センター（消費者ホットライン）土・日曜日、祝日を除く
午前9時～午後4時
☎188（いやや！）

※他市町村への相談は、ご遠慮ください。

「まちづくり」は

町民と行政のコミュニケーションから

「町長への手紙」で

あなたのご意見・ご提案を

お聞かせください!!

「町長への手紙」は、町民の皆さまの声を町政に反映させるためのものです。

皆さまが、普段の生活の中で思っていること、お気づきのこと、町に取り組んでもらいたいこと、改善してほしいこと、お住まいの地域の課題や展望など、町づくりに関するご意見・ご提案をお寄せください。

お寄せいただいた全てのご意見を、すぐに実行というわけにはいきませんが、皆さまと共に考え、共に研究し、できる限り町政に反映していきます。

※ご意見は、下の用紙の裏面に記載してください。また、必ず住所、氏名、電話番号を明記の上、お送りください。匿名やペンネーム、誤った記載の場合、回答や公表はしません。また、内容によっては、回答までに時間がかかる場合がございますので、あらかじめご了承ください。過去に寄せられたご意見は左記の二次元コードよりご覧いただけます。

▼問い合わせ

総務課 秘書広聴係

☎68・2211（内線319）



利根町大字布川841番地1

利根町長行

(総務課 秘書広聴係扱い)

(切手をはらずにこのお封筒に入れてください)



差出有効期間
令和9年3月31日まで

料金受取人私郵便

301-8790

子ども家庭センターだより

マタニティスクール

▼対象者の方

妊婦さん（家族の方の参加も可）

▼お話の内容

・妊婦さんに必要な栄養
・実はかかりやすい妊娠期の虫歯
・産後うつ予防、利根町のワンオペ対策、出産準備品について

※ご希望の方は、赤ちゃんのお風呂入れ体験もできます。

▼日程

5月27日(水)、7月15日(水)
10月14日(水)、令和9年1月20日(水)

▼時間

午前10時～正午
※赤ちゃんのお風呂入れ体験
午後1時30分～2時30分

▼場所

利根町保健福祉センター 2階

▼予約・問い合わせ

子育て支援課 母子保健係
☎86・2211（内線146）



妊娠がわかったら

病院で赤ちゃんの心拍が確認出来たら、子育て支援課へ妊娠届を提出して、母子健康手帳を受け取りましょう。

※母子手帳交付は書類の記入など、1時間程度かかります。電話予約をしてから役場子育て支援課へお越しください。

▼手続きの内容

・妊娠届、アンケートの記入
・妊産婦・乳児一般健康診査受診票の交付

・妊婦のための支援給付金（5万円）の申請

・その他利根町で受けられるサポートや、妊娠中の過ごし方についての相談もお受けします。

※母子手帳をお渡しした後、保険年金課で妊産婦のマル福の手続きのご案内があります。

▼持ち物

・個人番号（マイナンバー）がわかるもの

・本人確認ができるもの（運転免許、パスポートなど）

・口座番号がわかるもの
・印鑑

▼予約・問い合わせ

子育て支援課 母子保健係
☎68・2211（内線146）